

平成 26 年度 第 16 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 27 年 1 月 22 日（木） 9：30～11：40

場 所：総合庁舎 1 階 多目的ホール

出席者：子ども・子育て会議委員	17 名
（関川会長、阿部委員、井上委員、小田委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、藤井委員、中西委員、中泉委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員、吉岡委員）	
事務局	14 名
（立花、南谷、田村、出口、川崎、川西、寺岡、菊池、堀ノ内、関谷、松田、清水、安永、泉）	
（大原、矢崎、松崎、土肥、渡邊）	5 名
傍聴者	4 名
業者（地域社会研究所）	1 名
計	41 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1－1 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

資料 1－2 計画（素案）修正ポイント

資料 2 パブリックコメント資料

資料 2 「（仮称）東大阪市放課後児童健在育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

資料 2 青少年スポーツ室より報告事項

資料 2 留守家庭児童育成クラブ市民説明会 配付資料

資料 3 子ども・子育て支援事業計画市民説明会 配布資料

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 16 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日、全委員 20 名中今のところ 16 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。

—資料確認—

不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が 4 名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。2年間に渡って策定作業を進めてきた計画も最終段階となりました。この4月に始まる新制度について施行準備が進んでいます。本日は計画素案を改めてお諮りして、皆さんのご意見をいただいて完成に持って行ければと考えています。皆さんにご心配いただいております予算について、国では消費税増税の先送りが決定されましたが、予定通り子ども・子育て支援については予算を確保して、平成27年度から開始することとなりました。本市でもこの計画によって子ども・子育て支援に関する体制整備を進めたいということです。

今日は、今月15日から計画素案のパブリックコメントを実施していますので、これらの意見をどのように反映していくのかについてもご報告いただいて、また、皆さんからも色々ご意見をいただければと思います。

早速ではありますが、議事に従って始めたいと思います。

2. 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

●関川会長

それでは、次第に従い議事を進行いたします。最初に議事(1)の「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・川西

－資料1－1 子ども・子育て支援事業計画（素案）について－

－資料1－2 計画（素案）修正ポイント－

- ・ p. 5 部会の追記。
- ・ p. 8 子どもの貧困について追記。
- ・ p. 9以降はこれまでの会議を踏まえて委員意見を該当箇所で紹介。
- ・ p. 15 次世代計画との関連性を追記。
- ・ p. 25、27、32 はグラフ化。
- ・ p. 26 幼稚園の預かり保育の実績の追記。
- ・ p. 35 児童発達支援事業の実績の追記。
- ・ p. 40、41 本市の現状と課題及び施策展開を図解。
- ・ p. 42 教育・保育内容の研究・交流等の取り組みを追記。
- ・ p. 44 幼保連携検討部会からの意見を追記。
- ・ p. 50 リージョンについて説明。
- ・ p. 64 待機児童について。
- ・ p. 65 各表の項目の説明。
- ・ p. 67 公立の再編整備による数値を明示。
- ・ p. 68 地域型保育事業について明示。
- ・ p. 72、73 リージョン別の確保方策について明示。
- ・ p. 84～ 一時預かり事業の掲載方法を変更。3類型を明確化。
- ・ p. 88 子育て支援員（仮称）の説明を追記。あわせて p. 102 にも追記。
- ・ p. 96 サポーターについて図解。
- ・ p. 102 潜在保育士マッチング事業について図解。

●関川会長

ありがとうございました。前回いただいたご意見への対応ということでご報告いただきました。これまでの会議等を通じて委員の皆様からいただいた意見を計画の中で紹介させてもらって、その対応によって計画が出来ているということが明示されました。他市の計画と比較しても東大阪

市らしさがあって、意見紹介は新しい試みだと思います。

ただ今のご説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●竹村委員

計画書の中でグラフ化が随分と図られたと思います。しかしもう少しグラフ化できないでしょうか。例えば p. 38 などは円グラフがよいのではないのでしょうか。回答数の明記が必要であれば資料編に表を掲載してはどうでしょうか。

一時預かり事業について、p. 32 に現状を示してあります。p. 32 は新制度ではなく、平成 26 年度までの現状だということも、もう少し分かるように言葉を補ってはいかがでしょうか。

●事務局・川西

わかりました。わかりやすくなるように工夫します。

●関川会長

p. 40 ではこの計画をどのように展開していくのかをわかりやすく図解していただきました。この図解の現状の中に、貧困とありますが、もう少し、低所得の世帯の中で就学前後の子どもの貧困について触れていただければと思います。p. 8 では子どもの貧困対策に関する大綱にも触れていただいたので、p. 40 でも、もう少し子どもの貧困を意識したものにしてください。p. 40 にある貧困という言葉では、貧困の世帯のこと、子育て家庭のことにように思います。そのような世帯の中にあっても、貧困によって子どもが本来与えられる教育・保育が与えられていないという子どもにとっての不利益を書き込んでください。そして子どもの貧困のために何ができるのかということを意識していただければと思います。

ちなみに就学援助の受給状況はどのようになっていますか。

●事務局・松田

本市では 25%程度となっています。

●関川会長

政令指定都市の中では東大阪はどうですか。

●事務局・松田

政令指定都市との比較ではありませんが、大阪府では 21%ぐらいとなっています。

●関川会長

大阪府は全国でも高い比率で、大阪市では 30%程度となっています。世帯の 30%もですから、重要な政策課題になっていると思います。就学の時点でこのような状況ですから、就学前からの子どもの貧困対策についても触れていただきたいと思います。計画の p. 8 に子どもの貧困を書いているので、p. 40 にも追記いただくように思います。

p. 45 ではセーフティネットを掲載してあります。公が担うべきセーフティネットについて、もっと具体化して示していただければと思います。p. 45 の文章「夜間・休日保育・・・子育て情報の発信、子育て家庭の交流」は民間でも実施されていることですので、公の役割分担をもう少し明確に示していただければと思います。

p. 106 では社会的養護を書いてもらっています。本市の社会的養護のシステムは中西委員や市の方でしたらわかるのかもかもしれませんが、市民にとってはどのような課題があって、どのように市が関わっているのかが文章ではわからないのではないのでしょうか。システムについて図解をお願いします。

それから、保育所の供給量が示されてきましたが、これは定員ベースの量ですか。弾力化によって利用者はもっといるように思うのですが。

●事務局・川西

定員ベースです。

●事務局・田村

実態として定員ベースで示さないと弾力化による量を現在の供給量としてしまうと待機児童の早期解決を示しにくくなってしまいます。実際には弾力化で 120%受け入れていますが、100% (定

員)の中で考えていかないと真の待機児童の解決を目指せなくなってしまいます。弾力化の考え方によって待機児童解消が早まればよいことなので、とりあえず定員ベースで供給を確保していくことを目指しています。

●関川会長

弾力化は待機児童が発生している時のイレギュラーな考え方ということですね。定員ベースでちゃんと確保していくということですね。

●事務局・田村

定員ベースで考えていかないと「たちごっこ」のようになってしまいます。国でも定員ベースで確保方策を考えるということですので、そのように掲載しています。

●高山委員

現在の供給量(利用量)で充足させてしまうというのであれば、新規の整備が無駄になってしまいます。定員ベースで全てを実施してしまうと、人口減少の中で空きが出てしまう恐れもあります。今のところはもちろん満員なのですが、ニーズと整備をしっかりと見ながら供給していかないと、将来の状況を見ながら弾力化も方策として使ってくださいね。

●関川会長

待機児童のためにも定員ベースでものを考えていくということですね。

●高山委員

p. 107 や p. 40 には障害児について網羅されていますが、来年度の支給認定手続きに向けて考えていただければと思います。保護者の就労か求職中でなければ、障害児であっても支給認定区分の保育の必要な事由に当てはまらないという仕組みに違和感があります。未就労の場合、ハローワークに定期的に通って求職中であると示してくださいと保護者に伝えています。本来は障がいを持っているだけで入所の要件に即当てはまってもよいと思います。障害だけでは保育の必要な事由に当てはまらないという、そのやり方自体がおかしいと思っています。

●事務局・田村

ご心配をおかけしています。p. 5 に「④特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会」があるように、心身の発達支援を要する児童の保育施設入所について、別途、認定を行う仕組みを設定しました。そもそも新制度では2号・3号について保育を必要とする事由の定義があります。事由には就労、介護、求職などがあります。そして部会による認定プロセスがあります。これまでのように障害児については一定、集団保育の中で継承していきたいと考えています。

●関川会長

「④特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会」のプロセスで入所できるように努力するということですね。

●井上委員

新制度での保育所入所選考基準について資料3のp. 13、調整指数の「20 関係機関からの入所依頼がある場合等で、特別な支援を要する児童」によって障害児を受け入れていただくということですね。

●関川会長

お見込みの通りです。

●井上委員

東大阪市では妊娠期からのことを把握して支援していただいていると思っています。p. 106 には出産後の支援は書かれているのですが、特定妊婦のことが入っていないように思います。どこかに書かれているのかもしれませんが。

p. 39 では親の子育て力について注釈をつけてもらって、よく考えていただいたと思っています。子育てとはつまづきながらしていくものだと思います。親が自信をもって子育てできるという文言や、人が本来持っている力という文言をみると、つまりは強い親を目指すべきだという印象を受けます。親が頑張らなくても何とかやっているとというふうな言葉を吟味して

いただければと思います。

●事務局・田村

この間、親の子育て力については議論いただいてきましたので、配慮しているつもりがもう少し検討させていただきます。

妊娠期の支援については健康づくり課と一緒に整理していければと思います。

●関川会長

出産前の支援については何ページに掲載してありますか。

●事務局・川西

p. 33にも少し掲載していますが、もう少し、出産前からフォローしているということがわかるように書き込んでいきたいと思っています。

●竹村委員

p. 107には「障害児施策等の充実」とあります。私立幼稚園ではキンダーカウンセラー等を展開しています。療育センターから公立幼稚園へは巡回指導が定期的に行われています。私立幼稚園にも療育センターから定期的な支援をいただければと思います。私立幼稚園としても障害児支援を色々と取り組んでいますので、療育センター等ともっと連携をとってもらえればと思います。また、p. 107では私立幼稚園の障害児支援についても記述していただければと思います。

●千谷委員

p. 102では「(2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上」として人材確保が書かれています。私立保育園では新たな人材確保に苦慮している状況です。絵の中にある潜在保育士についてはどのように集めてくるのでしょうか。具体的に示していただければと思います。市としては潜在保育士についてどのような機関に声をかけるのでしょうか。どのような集め方をするのか示してください。例えば公立保育所に登録している保育士がいらっしゃると思います。この公立保育所に登録している方を私立保育園に紹介してもらえないでしょうか。私立保育園に対しても人材確保の掘り起こしを考えていただければと思います。

●事務局・川西

この潜在保育士マッチング事業はまさしく民間の事業所向けにと考えています。

潜在保育士を掘り起こす事業については実施の際に新聞の折り込みチラシ等で知らせていきたいと考えています。

●吉岡委員

潜在保育士に対してどのようにアピールしていくかが今後の課題だと思います。資格を持っている人が実際に働こうとしない課題がどこにあるかということです。私どもでは保育士を養成していますが、その若い学生でも短時間労働ではなく正規の雇用を求めています。根本的に働き方を考えていかないといけないと思います。

●事務局・田村

p. 102には就職準備セミナーと書いていまして、これは雇い主・事業主向けのセミナーも実施しようとしています。働き方といった視点で事業所向けのセミナーを実施していきたいと思っています。

●関川会長

p. 67には「①-2 公立再編整備による需給調整数を含めた認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策」が加わっていますが、数値だけといった印象があります。公立・私立の再編整備の過程、整備の方向性は具体的にどこに書くのでしょうか。見通しは書けないのでしょうか。

●事務局・川西

この事業計画とは別に再編整備計画を別途作っていく予定です。

●関川会長

公立では0・1歳の施設を減らしていくのですね。2号、3号についてどのような展開を考え

ているのでしょうか。

●事務局・川西

地域ごと、また、耐震化などの問題も踏まえて再編整備をしていきます。

●関川会長

前回の資料にもあったように思いますが、リージョンごとで整備を考えて必要な施設がなくならないようにお願いします。

●事務局・川西

再編整備については p. 45、p. 46 に書いています。リージョンごとについて「地域性への配慮を欠かすことなく」考えていきたいと思えます。

●関川会長

この辺りの議論は幼保連携検討部会でも検討していただくのですね。

●事務局・川西

中川副会長とも調整して、幼保連携検討部会で検討に努めていきたいと考えています。

●関川会長

15日から実施されているパブリックコメントでの意見はいかがですか。

●事務局・川西

2月16日までの実施期間となっていますので、その後、意見については示したいと考えています。

●関川会長

わかりました。

（2）留守家庭児童育成クラブについて

●関川会長

続きまして、議事2の留守家庭児童育成クラブについて事務局より説明をお願いします。

●事務局・安永

—資料1-1 子ども・子育て支援事業計画（素案）について—

- ・ p. 77 指導員について加筆。ア～オの説明。
- ・ p. 78 小学校別の需要量、確保方策を示した。表中で菱屋西小ではクラブの受け入れ量が余っているように数値上は見えるが、永和小と統合予定である。

—資料2 青少年スポーツ室より報告事業—

- ・ 平成27年度に運営委員会以外の民間事業者で対応するクラブについて業者募集を実施した。
- ・ 7社の応募があり、2社に決定した。
- ・ 事業者が個別にクラブを訪問。引き継ぎ、指導員との個別面談等。
- ・ 市民説明会の実施。
- ・ 指導員説明の実施。
- ・ 条例の制定について。

—資料2 留守家庭児童育成クラブ市民説明会配付資料—

- ・ p11、2社による受け入れ体制について。

—資料2 「(仮称)東大阪市放課後児童健在育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案—

- ・ p. 2 設備の基準、p. 3 職員 について説明。

—資料2 パブリックコメント資料—

- ・ 実施中である。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今のご説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●千谷委員

市民説明会に参加された方に聞くと意見を言う時間が少なかったとのこと。また回答はウェブサイトというのは参加者にお知らせになったのでしょうか。パブリックコメントについては市民だよりに掲載されているとのことですが、2月実施ということだと時間がないので、もう少しスケジュールを考えていただきたかったです。

●事務局・安永

市民説明会でもウェブサイトでの回答を行わせていただくことは、お伝えしました。また質問用紙の中にも同様にウェブサイトでの回答することを示しています。

パブリックコメントについては1階の市政情報相談課、16階の青少年スポーツ室、また各リージョンセンターでも資料を配置しております。また子育て支援センターや保健センターでは実施のチラシを置いてその周知を図っています。

●吉岡委員

p. 77の指導者は指導員のことが示してあるのですよね。

●事務局・安永

はい。そうです。

●吉岡委員

p. 79にはこの会議で議論となった指導員さんの配置について意見が書いてあります。これに対して、p. 77の指導員は2行分だけ書いてあって、もう少し、実際に研修なども実施されていると思うので、どういうことをしているのか、今以上に変わっていくのはどのようなことなのかを追記していただければと思います。

●事務局・安永

追記する方向で検討します。

●吉岡委員

指導員に関して具体的な研修などの事業名をあげて、どのように指導員を支援するのかを書いてください。

●事務局・安永

はい。わかりました。

●関川会長

指導員の必要な資格についても加筆していただくようお願いします。p. 79にはスペースもあるようなので条例の内容を反映して計画書に書き込んでください。

新たな2社とはどのようなところですか。

●事務局・安永

共立メンテナンスとはビルのメンテナンスということではなくヒューマンメンテナンスを柱にしている会社です。人のお世話ということです。学生寮等で日本一の規模を誇り、介護サービス等も展開しています。保育所等も手がけています。7社の中でも一番の大手です。関西ではありませんが、他市で留守家庭児童クラブの実績があります。

シダックスはカラオケといったイメージがあるかもしれませんが、それは一部の事業でして給食事業が主の会社です。自治体の事業も手がけています。留守家庭児童クラブについては府内での実績があります。

また両社とも財政基盤が安定しているなども評価され、この2社に決定しました。

●関川会長

条例ですけれども、利用者を平等に取り扱う原則がありますね。障害者差別解消法が施行されますので、利用者の国籍、信条又は社会的身分だけではなく、障害児についても入れてください。

それから安全管理について衛生管理の項目はあるのですが、事故の心配などもありますね。p. 4の衛生管理だけでは限定的ではないでしょうか。安全確保の対応が法的には求められていますので、安全確保の項目を立てて書き加えて下さい。

ご質問はいかがでしょうか。

●中西委員

民間に委託するというので、この2社になったわけですね。契約期間はどれくらいでしょうか。また撤退されるとは思いたくありませんが、この会社がなくなったときのリスクはどこまで考えておられますか。特に1社で多く抱えていただく場合、この会社がだめになったら23クラブはどうになってしまうのかという不安があります。

それから、パブリックコメントの資料は各児童クラブに置いていないのでしょうか。今後案内されるのでしょうか。

この先、安定的に留守家庭児童クラブを運営するためにどこまでを市としては考えておられるのでしょうか。

●事務局・安永

業者とは協定によって、1年更新としています。

共立メンテナンスでは23クラブを担当していただきます。途中で運営が頓挫することのない事業者を選定いたしました。財務状況なども考慮しています。開始後は市としてチェック体制をもって実施していく予定です。

パブリックコメントの資料については各クラブには設定しておりません。先にご説明した保護者説明会の際にはパブリックコメントの資料を配付しています。

●中西委員

クラブにパブコメの資料を置いていないというのはどうでしょうか。いったい誰に意見を聴きたいと考えておられるのでしょうか。今、使っている人にこそパブコメ資料を配らないといけないのではないのでしょうか。

協定を業者と締結しているということですが、毎年更新していくのでは継続性に欠けるのではないのでしょうか。

●事務局・川崎

協定は一年間ですが、クラブの利用者にとって運営事業者が1年ごとに変更することで環境が変化する状況は好ましいものではなく、可能な限り避けたいと考えます。このことから運営状況を見ながら良好な運営が行われていれば、3年を期限に更新していきたいと考えています。

また条例のパブリックコメントの周知については、ご指摘の通りだと考えます。申し訳ありません。各クラブに利用されている保護者の方に早急に周知することといたします。

●藤井委員

指導員の説明会も実施されていると思いますが、指導員さんから何か不満は出ていなかったのでしょうか。

●関川会長

指導員は引き続き雇用されているのですか。

●事務局・安永

希望される方は全員雇用しています。民間事業者の運営の場合は会社組織となりますので、指導員さんとの個別面談で協議していくこととなります。

●藤井委員

今回の制度は大きな変化だと思いますので、親としては協力したいと思います。指導員さんのお立場のことも心配です。実際に指導員さんの不足などが出ていないのでしょうか。

●事務局・安永

各運営委員会で事業もありますので、協議・面談の上での雇用となります。

●井上委員

7社応募していただいて2社ということですが、元々2社分だけを採用する予定だったのか、結果として2社となったのかどちらでしょうか。また2社の抱えるバランスに偏りがあるのはなぜでしょうか。

●事務局・安永

7社の内、基準点を超えたのが2社だったということになります。抱えるクラブ数の偏りについては4グループ設定していた中で応募の際に何グループ分を希望するかを業者に聞いています。共立メンテナンスは3グループ、シダックスは1グループの希望でしたのでその通りとなりました。

●井上委員

どの3グループ、またどの地域の1グループを希望するのかということは聞いたのでしょうか。

●事務局・安永

市として学校の規模等を勘案してA・C・Dグループが共立、Bはシダックスといたしました。

●中泉委員

留守家庭児童クラブについてはどの方もまだ切り替わったことがよくわからないのではないのでしょうか。

計画書のp.77に「これまでの留守家庭児童育成クラブで培ってきた取り組みを生かしつつ」とありますが、それぞれが培ってきた取り組みをどのように生かしていくのかに期待と不安があると思います。なぜこのような体制に変わったのかをもう少し具体的に書いていただければと思います。

●阿部委員

指導員の待遇や募集要件などがこれまでの会議の議論にあがっていたと思います。

この2社に待遇を任せきってしまうことになるのでしょうか。

●事務局・安永

待遇については運営委員会方式また民間事業者の場合でも同じ待遇を取っていきます。

引き続き指導員を担っていただく方については引き続きお願いすることになります。体制変更によって指導員の不足が出てくる場合に民間事業者は新たに募集することになると思います。

●千谷委員

研修の話でも出ていましたが、4月から4年生以上に対応するところも出てくるのだと思います。低学年だけと4年生以降が入ってくるのでは全然雰囲気が違うと思います。子どもの発達をちゃんとみていく、4年生以上への対応も含めて、より深い研修をしていく必要があると思います。何か計画はあるのでしょうか。

●事務局・安永

3月までに市が主催して研修を実施する計画は持っていませんが、4月以降は府からも研修日程がおりてきます。計画書には具体的には示していませんが、4月以降は府・市の研修の予定を検討しており、質の向上を目指していきたいと考えています。

●関川会長

両者を含めて、4年生以降への対応など、どのように展開するのか説明しないといけませんね。その体制については各クラブにお任せしてしまうのではなくて、各地域の事情にあわせて力を入れることを話し合うことが必要ではないのでしょうか。

●事務局・安永

要領については各運営委員会にお話ししておりますが、まだ具体的な説明はやりきれていない状況です。しっかり説明していきたいと考えています。

●関川会長

市が皆さん方で話し合う機会を設けて、各クラブをどのようにしていくか、色々なアイデア、課題などを出していただけるようにしてくださいね。

それから民間事業者ではそれぞれ特徴をお持ちだと思います。どのようなサービスを提供したいとお考えか、プレゼンテーションの際にはどのようなお話がありましたか。

●事務局・安永

民間事業者は今までの事業を継続するという方向性で参入していただいています。他市で特徴

的なことを実施されている業者もあります。今後提案いただいて協議して進めていきたいと考えています。

それぞれのクラブには主任指導員を置いています。会社になるとエリアで掌握していただきますので人事交流なども考えておられます。

●関川会長

高学年に対して具体的なサービスをしたいというところもありますか。

●事務局・安永

高学年について特別なサービスの提案はありませんでしたが、例えば、外遊びについての提案などがありました。

●佐藤委員

指導員について引き続き雇用されるということですが、制度としては大きな変化を迎えています。指導員さんのメンタルヘルスが大事だと思いますが、何か対策はありますか。

●事務局・安永

事業者としては大手ですので、事業主としてメンタルヘルスに積極的に取り組んでいただけたらと考えています。

●佐藤委員

2社とも大手なのでやることはやっていたらと思いますが、上司に言えるのか、雇用主に言えるのが不透明だと思います。市としても指導員さんのメンタルヘルスに何か手立てはないのでしょうか。

●事務局・安永

市としては研修等を含めて指導員さんを支えていきたいと考えています。

●関川会長

従来の運営委員会の側から心配されていることはありませんでしたか。

●事務局・安永

学校側からは事務的な負担を何とか切り離してほしいということがありました。この事務の切り離しについては業者の参画等によって解決を図ることができると考えています。

事業者側としても運営委員会また学校も同席で様々な引き継ぎを行っています。今後も学校との連携・交流によって実施していきたいと考えています。

●関川会長

その他にご意見いかがでしょうか。

(3) その他（子ども・子育て支援事業計画市民説明会について）

●関川会長

それではその他として事務局から何か報告はいかがでしょうか。

●事務局・関谷

—資料3 子ども・子育て支援事業計画市民説明会配布資料—

・市民説明会については今のところ91名に参加していただく予定。夏に開催した説明会より参加者が少ない。

・資料3について、前半は制度の説明、中段は市の現状、後段は計画の内容について説明する。

●竹村委員

この資料はウェブサイトに乗っていますか。ないようでしたら早急に上げていただくようお願いいたします。あがっているとパブコメもしやすいと思います。

●事務局・関谷

ウェブサイトにはあがっていませんので、対応するようにいたします。

●高山委員

p. 19 について、このように書くしかないのでしょうか、新制度では質的改善が図られると書いてあります。量的拡大については確かにそうだと思いますが、質的改善については今のところ何の支援も受けていません。今以上にどう質的改善が図れるのかについてはまだ何もない状況だと思います。

●阿部委員

p. 15、16にあるように、新制度での利用者負担はいつ決まるのでしょうか。

●事務局・関谷

3月末ぐらいには正式に決定します。まだ国でも検討中です。国の決定を見ないと保護者への確定通知が出せない状況です。階層についてはまず決定して先に通知したいと考えています。負担額の決定は4月以降です。ただし負担額の目安としてはp. 15、16の表となります。この表からほとんど変わらないのではないかと考えています。

●関川会長

p. 7のような支給認定の手続きはこのスケジュールですか。今はどの段階ですか。

●事務局・関谷

まず幼稚園については⑥の支給認定証発行の段階にきています。3月には全員に発行されることとなります。

保育所（園）関係については⑤入所選考の最終段階にきています。

●関川会長

保育所（園）に入れない場合は幼稚園に入るのは間に合うのですか。

●事務局・関谷

空きがあれば可能です。

●関川会長

保護者の方としては手続きは終わって待っていただいている状況です。平成27年4月入所の方は既に検討済み、お見込み済みということですね。

それではよろしいでしょうか。これで事務局にお返しします。

3. 閉会

●事務局・寺岡

ありがとうございました。それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。なお、次回の開催日程は調整中ですので、決まり次第ご連絡させていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

—閉会—